

○ 自動販売機の募集におけるQ&A(よくあるご質問)

整理番号	質問	回答
1	募集の時期や募集方法はどのようになるのでしょうか。	募集の時期は、ホームページでお知らせします。 また、募集はホームページに掲載する方法により行います。
2	各施設の募集はどこで行うのですか。	ホームページに掲載している貸付予定施設のうち、道立学校については、所在する管内の教育局でまとめて募集を行います。(ホームページでお知らせします。) その他の教育施設は、当該教育施設又は教育庁担当課で募集を行います。(こちらもホームページでお知らせします。)
3	募集は1台ごとに行うのですか。	募集は、物件番号ごとに行い、1台ごとに募集を行う場合や複数台をまとめて募集する場合があります。 (例) 【物件番号 1】※1施設1台を募集する場合 ○学校 1台 【物件番号 2】※1施設2台をまとめて募集する場合 △△学校玄関前廊下 1台 △△学校寄宿舎 1台
4	現地を確認することはできますか。	現地を確認することは可能です。
5	参加資格審査申請書や見積書の提出先を教えてください。	各募集要項に記載されている提出先に提出してください。 *各施設ごとに、申請書や見積書の提出先が異なりますので、必ずそれぞれの募集要項を確認の上、提出してください。
6	参加資格審査申請書や見積書の提出者はどのように記載すればよろしいでしょうか。	原則的には会社の代表者名を記載していただきますが、権限を委任されている場合は、受任者の名前で提出してください。 (代理人が提出する場合の記載例) 住所 東京都渋谷区○○丁目-1 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ 上記代理人 札幌市中央区○条○丁目 株式会社○○○○ 札幌支社長 □□ □□ 印
7	参加資格審査申請書に添付する書類は1部でよろしいでしょうか。	1つの申請先ごとに1部提出してください。
8	参加資格審査申請書に添付する書類のうち、自販機設置実績を証明する書類とはどのようなものを提出すればよいのですか。	本添付書類は、参加資格要件である過去3年間に2年以上の自販機の管理設置実績があることを証明していただくものですが、北海道においては、一般的に国や地方公共団体に設置している場合の契約書の写し或使用許可書の写し、民間の取引における契約書の写しなどを提出していただくこととしております。 なお、社内の倫理規定等により、上記契約書の写しなどを提出できない場合は、自販機の設置実績を確認できるもの(HPの写し、A'ラット、社内報など特に提出書類は問いません。)を提出してください。 また、過去3年間の契約期間の始期については、入札執行日(見積書提出期限)から遡って3年目の日以降に契約したものが対象となります。(例えば、入札執行日(見積書提出期限)が令和8年2月6日の場合、令和5年2月7日～令和8年2月6日までの間に、合計2年間以上の設置実績があることが証明できなければなりません。) ※飲料水の販売実績等ではなく、自販機に関する実績ですので留意してください。
9	参加資格審査申請書に添付する書類のうち、暴力団員又は暴力事業者に該当しない者であることの誓約書とはどのようなものを提出すればよいのですか。	公募の際にホームページに誓約書の様式を掲載しますので、そちらからダウンロードしてください。
10	見積書には何の金額を記載するのですか。	自販機を設置する場所(建物又は土地)の賃貸借契約となりますので、賃借料を記載してください。
11	見積書に記載する貸付料は年額ですか。総額ですか。	貸付料は、貸付期間の総額です。3年間の契約の場合、3年分の貸付料の総額を見積書に記載してください。
12	見積書には、1台ごとの貸付料を記載するのですか。	募集は、物件番号ごとに行い、1台ごとに募集する場合や複数台の自販機をまとめて募集することもあります。 複数台をまとめて募集する場合は、複数台の合計の貸付料を記載してください。
13	建物内と敷地(土地)に設置する場合において、見積書に記載する金額の課税の仕方に違いはありますか。	建物内に設置する場合は、課税対象となるので、消費税及び地方消費税を含めた額となりますが、敷地(土地)に設置する場合は、課税対象外です。
14	連帯保証人は法人にあっても必ず必要ですか。また、資格や提出書類は必要ですか。	北海道の財務規則上、必要です。 なお、資格や提出書類は特に必要ありません。
15	商品の販売価格はどのようになるのですか。	商品の販売価格は、募集要項中の貸付物件の仕様書に記載されている販売価格とします。
16	商品の販売価格など、貸付料以外に評価ポイントとなるものはありますか。	販売価格は、評価の対象とはなりません。貸付料のみで競争します。
17	自販機の管理運営は自社でなければいけませんか。	自販機の商品の補充やメンテナンス、売上金の回収などの維持運営は、関連業者や代理店などが行っても構いません。 ただし、自販機の管理運営は、賃貸借契約の当事者の責務ですので、設置者の責任・監督の下に行うこととなります。
18	貸付料の納付時期や納付方法を教えてください。	3年間の契約の場合は、3年分の貸付料を均等に分割し、各年度ごとに4月末日までに納付していただくこととなります。 また、各年度の金額が4万円以上の場合は、各年度分について四半期ごとに分割して納付することができます。